

令和7年度愛知県献血推進計画

本推進計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和31年法律第160号。以下「法」という。）第9条により定める基本方針及び法第10条により定める献血推進計画に基づき、本県における令和7年度の献血の推進に関する計画について、愛知県献血推進協議会（以下「献血推進協議会」という。）の意見を踏まえて定めたものである。

なお、献血推進協議会に関する事項については、別に定める。

第1 基本的な考え方

- 1 県、市町村、愛知県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）、地区献血推進協議会及び献血推進組織等は、協力して、相互扶助に基づく献血の必要性について県民の理解を求め、献血推進運動を展開する。
- 2 今後の人口動態を考慮すると、献血可能人口が減少すると推定されていることから、特に若年層の献血への理解を深めるため普及啓発を実施する。

第2 関係者の役割

- 1 県は、県民の献血への理解を深め、広報や献血組織の育成等により、献血を推進していくために必要な施策を実施するとともに、血液センターの献血受入計画の実施を確保するための協力を行う。
- 2 市町村は、国及び県と協力して、県民の献血への理解を深めるため普及啓発等を実施するとともに、血液センターの献血受入計画の実施を確保するため、献血会場の確保等の協力を行う。
- 3 血液センターは、国、県及び市町村が行う献血推進の取組に積極的に協力するとともに、県と協議のうえ献血受入計画を作成し、献血受入体制を着実に整備し、献血目標量を確保するための措置を講ずる。また、献血者の安全に配慮するとともに、献血者に心の充足感をもたらし、継続して献血に協力できる環境の整備を行う。
- 4 県及び市町村は、若年層の献血への理解を深めるため、学校に対しても積極的に協力を呼びかける。
- 5 企業等は、献血を休暇措置の対象とする等、進んで献血しやすい環境作りに取り組む。

第3 献血目標量の設定

県は、国が示した献血目標量に基づき血液センターと協議のうえ、献血目標量及び献血目標者数を種類別（200mL、400mL、成分献血（血漿、血小板））に設定する。

令和7年度の献血目標量及び献血目標者数は以下のとおりとする。なお、市町村別献血目標は別に示す。

種類別目標数

		献血目標者数 (人)	献血目標量 (単位)	血液量 (L)	原料血漿量 (L)
全血 献血	200mL 献血	5,063	5,063	1,013	480
	400mL 献血	180,685	361,370	72,274	33,289
	小 計	185,748	366,433	73,287	33,769
成分 献血	血漿成分献血	72,334	361,670	41,620	30,222
	血小板成分献血	32,579	325,790	17,405	7,036
	小 計	104,913	687,460	59,025	37,258
合 計		290,661	1,053,893	132,312	71,027

- * 献血目標量の単位は、200mL 献血を 1 単位、400mL 献血を 2 単位、血漿成分献血を 5 単位、血小板成分献血を 10 単位とする。
- * 血液量の換算は、200mL=0.2L、400mL=0.4L、血漿成分献血（輸血用）=0.48L、血小板成分献血=0.4Lとする。ただし、血漿成分献血及び血小板成分献血は原料血漿用を含む、分割製造用を含む等の理由により、表の血液量と換算値は合致しない。

第4 献血目標量を確保するために必要な措置

1 献血に関する普及啓発及び広報活動の実施

県は、国、市町村及び血液センターの協力を得て、輸血用血液製剤及び血漿分画製剤（以下「血液製剤」という。）の安定供給を確保し、その国内自給を推進する。そのため、献血や血液製剤について県民に正確な情報を伝え、その理解と献血への協力を求める事業を次のとおり展開する。

(1) 若年層、幼少期への普及啓発

- ア 高校生、大学生等の献血可能な若い世代を対象としたリーフレット及び啓発資料を作成し、二十歳の集いや学校等を通じて配布する。また、次世代の献血者を育てていくために、小学生の親子を対象として血液教室を開催し、親子が献血に触れ合う機会を設ける。
- イ 愛知県学生献血連盟等、若年層の献血ボランティア団体の活動を支援することにより、大学等における献血運動を推進する。
- ウ SNSを含むインターネット等を主体とした情報発信により、気軽に目に触れる機会を増やすとともに、献血の行動へと繋げるため、国が作成した献血推進キャラクター「けんけつちゃん」を活用し、報道機関及び各関係機関の協力を得て、実効性のある効果的な広報活動を展開する。
- エ 関係機関の協力を得ながら血液センターの活動を支援することにより、高校生を対象とした献血に関する知識の普及を図る。
- オ 血液センターは、「献血セミナー」を開催するとともに、血液センター等での体験学習の機会を積極的に設ける。また、「献血セミナー」等をきっかけとして献血に関心を持った献血未経験者等に献血 WEB 会員サービス「ラブラッ

ド」への登録を働きかける。

カ 県及び市町村は、血液センターが実施する「献血セミナー」や血液センター等での体験学習の機会を学校等において積極的に活用してもらえるよう情報提供を行う。

(2) 企業等における献血の推進

ア 移動採血による献血で大きな割合を占める企業等における献血を推進するため、職域の実情に即した方法により企業等における献血組織の育成を促進する。

イ 血液センターは、企業等に対して「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発等を図る。

ウ 血液センターは、企業等における献血に際し、特に若年層労働者の献血促進について協力を求める。

(3) 複数回献血の推進

献血者が減少する時期などにおいても血液製剤の安定供給を確保するため、複数回献血が若年層を含む幅広い層に拡大するよう、キャンペーンを実施するとともに、血液センターは平素から献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録を働きかける等により献血者へのサービスの向上をするなど、複数回献血の推進を図る。

(4) 献血推進キャンペーン等の実施

ア 7月の「愛の血液助け合い運動」及び1月から2月までの「はたちの献血キャンペーン」を協力団体の後援のもとに実施する。

イ 啓発資材及びリーフレットを作成し、関係機関等に配布する。また、テレビ、SNSを含むインターネット、ポスター等の各広報媒体を効果的に活用し、献血や血液製剤に関する理解と協力を呼びかける。その際、ポスター等についてはインターネット上の情報にアクセスしやすい工夫をする。

2 献血運動推進大会の開催

県民に献血に対する理解と協力を求め、献血運動を一層推進するために、7月に愛知県献血運動推進大会を開催し、献血運動の推進に積極的に協力し、他の模範となる実績を示した個人又は団体に知事感謝状を贈呈する。

3 地区献血推進協議会の設置及び活用

地区献血推進協議会は、地域における献血推進の中核的役割を果たすことが期待されることから、県及び市町村は、地域の実情に応じて地区献血推進協議会の設置を推進するとともに、その活用を図る。

4 献血推進組織等の育成

(1) 市町村の担当職員及び献血協力団体等の構成員等を対象とした研修会を開催し、献血に関する知識・意識の向上を図る。

(2) 県及び市町村は、地域の献血ボランティア団体の組織化及び活動等に対し率先してその支援を行う。

第5 献血の推進に際し、特に配慮すべき事項

- 1 県、市町村及び血液センターは、県民の理解と協力を得ることができるよう、血液事業に係る施策の策定及び実施に当たり、献血の実態、血液製剤の安全性や供給の状況等についての情報を公開する。
- 2 血液センターは、献血者の本人確認及び問診の徹底、H I V等の感染症の検査を目的とした献血を防止するための措置等、献血者の善意の協力を得て、血液製剤の安全性を向上させるための対策を推進する。
- 3 血液センターは、献血者が利用しやすい受入時間の設定等、献血者の利便性に配慮しつつ、献血の受入れに当たっては献血申込者に不快の念を与えないよう、丁寧な処遇をすることに特に留意し、献血者の要望を把握するとともに、採血後の休憩スペースの十分な確保等、献血者に安心・安らぎを与える環境作りを図り、献血受入体制の一層の整備及び充実に努める。

また、献血者の個人情報を保護するとともに、国の適切な関与の下で献血による健康被害に対する補償のための措置を実施する。

特に初回献血者が抱えている不安等を軽減するため、採血の手順や採血後に十分な休憩をとる必要性、気分が悪くなった場合の対処方法等について、事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

- 4 血液センターは、献血者の利便性に配慮しつつ、安全で安心かつ効率的に採血を行う必要がある。このため、ライフスタイルの多様化に対応するための取組として、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた献血受入時間帯の設定及び移動採血車による計画的採血、企業や団体等の意向を踏まえた集団献血の実施、子育て世代に対応した託児スペースの整備、I C Tを活用したW E B予約の推進等に積極的に取り組む。
- 5 血液センターは、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、血色素検査により低血色素で献血ができなかった者に対して保健師等による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。
- 6 血液センターは、初回献血者や献血に不安がある者に対しては、採血区分(200mL全血採血、400mL全血採血又は成分採血)や採血基準を満たしていれば、いずれの採血も安全であることについて十分な説明を行い、献血者の意思を可能な限り尊重した上で、採血区分を決定する。(なお、血液センターが献血者に対し、医療現場において需要の高い400mL全血採血及び成分採血への協力を求めることは可能である)。

第6 その他献血の推進に関する重要事項等

1 献血推進施策の進捗状況等の確認・評価

- (1) 県は、献血受入実績について定期的に血液センターに確認し、市町村に情報を提供する。
- (2) 県及び市町村は、献血推進施策の進捗状況についての評価を行い、県は必要に応じて献血推進施策の見直しを行う。

2 輸血用血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

- (1) 県及び血液センターは、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、供給に支障を来す危険性を勘案し、国の献血推進本部設置要綱（平成17年4月1日決定）及び血液センターが策定した対応マニュアルに基づき所要の対策を講ずる。
- (2) 県は、血液製剤の供給に支障を来たさないよう、必要に応じて献血推進対策本部会議を開催し、血液確保対策の推進を図る。

3 災害時等における献血の確保等

- (1) 県は愛知県地域防災計画に基づき、災害時における血液製剤の確保に必要な対策を講ずる。
- (2) 県及び市町村は、血液センターと連携して災害時等における医療需要に応じた必要な血液が確保されるよう、様々な媒体を活用し、献血への協力を呼びかける。その際、血液センターは、被害状況等の情報収集を行ったうえで、献血の受入れの可否について判断するなど、献血者の安全に十分配慮する。
- (3) 血液センターは、あらかじめ災害時等に備えて、関係者との通信手段の確保、広域的な需要調整の対応を含む事業継続計画を定める。
- (4) 採血事業は、医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、血液センターは、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても、医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図るため、安心・安全な献血環境の保持と献血者への感染防止を十分に行うとともに、献血者へ感染症対策についての情報発信を適切に行う。
- (5) 県及び市町村は、血液センターの取組を支援する。

4 血液製剤の適正使用の推進

県は血液センターの協力のもと、合同輸血療法委員会を開催し、血液製剤の適正使用や輸血療法の実施等に関する指針について医療機関に情報提供を行う。

5 その他

本推進計画に定めるもののほか、県は、献血の推進に関する重要事項について、血液センター、市町村及び関係機関等と協議のうえ、必要に応じて献血推進協議会の意見を踏まえて定めるものとする。